

# 「中国残留孤児」に関する朝日新聞記事分析

—インタビュー調査と対比して—

News Coverage of *Asahi Shimbun* on the “Japanese War Orphans left in China”  
: Comparing with the Interview Investigation

張 嵐 Zhang, Lan (日本学術振興会外国人特別研究員・立教大学特別研究員)

本稿では、朝日新聞の報道記事から、中国残留孤児報道の現状と残留孤児に対する世論の変遷を探る。さらに、史実と照らし合わせながら、残留孤児に関する新聞報道に表れるモデル・ストーリーと残留孤児個々のライフストーリーとの対比をみることによって、日本社会の認識と残留孤児当事者の認識の相似と相違を明らかにする。

キーワード 中国残留孤児, 新聞記事分析, ライフストーリー

## 1 本稿の研究目的と意義

1972年9月29日に署名された日中共同宣言による両国の国交正常化が契機となり、多くの「中国帰国者」が日本に帰国し、「中国残留孤児」(以下残留孤児とする)問題が大きくクローズアップされるようになった。「肉親探し」がマスメディアで盛んに報道された1980年代、多くの日本人が肉親再会の場面で感動の涙を流したとされる。その後、残留孤児の存在はしだいに日本人の記憶から薄れてきたと思われる。しかし、残留孤児帰国ブームが始まって20年ほど過ぎた2002年、国が早期の帰国支援と帰国後の生活支援を怠ったとして、残留孤児が国家賠償請求訴訟を集団で起こした。再び彼らの姿がマスメディアで取り上げられるようになり、社会的にも大きな反響を呼ぶこととなった。

マスメディア報道は、現代社会に生きる私たちの主要な情報源であり、人々の価値観や判断に大きな影響を与える。一方、報道内容

は、人々の社会的な認識や問題に対する関心の反映でもある。本稿では、こうした世論形成の基盤をなす新聞報道に注目し、その背景にある歴史上の出来事をふまえながら、残留孤児が日本社会においてどのような立場に置かれ、どのように認識・評価されてきたのかを明らかにする。具体的には、1970年代から現在に至るまでの残留孤児についての新聞記事の数および内容の変化に注目し、残留孤児についての世論の歴史的変遷を、歴史的な出来事と残留孤児のライフストーリー<sup>2</sup>を参照しながら探ることとする。

本稿では、一定のコミュニティの中で機能する、人々がある現実を語ろうとするときに引用したり参照したりするモデルとなるストーリーを桜井(2002: 252-56)に基づき「モデル・ストーリー」と呼ぶこととする。新聞記事に表れるモデル・ストーリーと個々のライフストーリーを照らし合わせることで、残留孤児に関する報道と実態の差異を捉え、彼らの生活世界の重層性を明らかにする。

これまで、残留孤児に関する新聞記事を引

用している先行研究は多数あるが、残留孤児に対する世論の変遷を新聞記事を通して解明した研究は存在しない。本稿は、マクロな量的データをベースにしなが、それをミクロな質的データと照らし合わせることによって、残留孤児の置かれた立場を明確にでき、残留孤児についての研究に新たな視座を与えうると思われる。

## 2 分析対象と分析方法

### ❖ 分析対象

1. 分析対象紙 朝日新聞東京本社発行の『朝日新聞』（朝・夕刊）を分析対象とした。数あるマスメディアの中で『朝日新聞』を選んだ理由は、以下3点である。第一に、同紙は日本で最大級の一般全国紙の1つである。2009年4月現在の公称部数（朝刊）は約807

万部で、首位の『読売新聞』（約1002万部）につぐ規模である。第二に「国際メディア支援」が50カ国で実施したアンケートをもとにまとめた「新聞ランキング」（2005年5月発表）において、世界で上位10位内に入った日本の新聞は『朝日新聞』だけであった（近内ほか、2006: 336）。第三に、当紙は「朝日新聞アジアネットワーク」を組織するなど、アジア近隣諸国との交流や国際理解に力を入れている。残留孤児という日本と中国の両国が抱える問題に積極的に取り組んでいることも、当紙を取り上げた理由の1つである。

2. 分析対象記事 新聞記事検索では、『朝日新聞』の記事データベース「聞蔵Ⅱ」を利用した。対象とする記事は1972年1月1日から2008年9月5日までの朝・夕刊において「中国残留孤児」が見出しとキーワードと分類に含まれるものとした。なお、記事内容、写真などの詳細な分析を同時に行うた

表1 記事構成要素表現内容

	分類	具体例
A	訪日・肉親探し	○面接調査、肉親と対面、血液鑑定、身元判明、認定、悩む肉親、中国残留孤児調査団 ○都内見学、納豆を食べた、地下鉄の“旅”楽しむ、その他
B	永住帰国・日本支援	○永住希望、永住促進、受け入れ対策、国籍取得、身元引受人制度、強行帰国 ○日本語講座、残留孤児センター開所、孤児の年金加入、中国残留孤児帰国後の生活調査、生活保護、定住に厚い壁、文化摩擦、就職の壁、老後の不安、心の病多発、中華料理店開店、自立の道、中国に帰りたい、地方生活寂し ○永住促進、受け入れ対策、孤児を支えるボランティア、寄付金、中国残留邦人帰国促進法成立、自立指導員、その他
C	戦争の記憶	○戦争の悲惨さ、戦争のひどさを学んでいこう、日本人の「戦後」、戦争の後遺症、その他
D	養父母・中国関係	○養父母に対する感情、養父母の恩、謝恩、養父母が来日、養父母の心、養父母に扶養費を ○二つの祖国に揺れる心、日中のはざままで生きて ○中国協力、中国の実務担当者孤児問題で来日、残留孤児で厚生次官訪中へ、その他
E	二世・三世の問題	○酷な教育環境、日本の学校って“地獄”だ、深刻な結婚問題、 ○日本語教育、中国帰国子女の入試特別枠、スピーチコンテスト、大学受験資格、対応に苦慮 ○暴力、暴走族乱闘事件、強盗、犯罪、その他
F	国家賠償請求訴訟	○支援措置、生活保護、生活不安、老後保障求めデモ、座り込み、帰還遅れ権利侵犯、家族の在留緩和、年金保障訴え、国は謝罪と補償を、国支援不十分、置き去り、医療不安、高齢化 ○訴訟を支えるボランティア、柳沢厚労相謝罪、福田首相謝罪、その他
G	その他	○肉親探し写真展、出版物、「大地の子」、井出孫六、日中合作ドラマ ○中国残留婦人問題、サハリン残留朝鮮人問題、フィリピン残留孤児、拉致被害者、原爆症訴訟 ○偽装残留孤児、その他

め、縮刷版の入手が困難である地方版は対象外とし、東京本社掲載記事のみに検索範囲を限定している。

### ❖ 分析方法

1. 年別記事の件数に関する集計 データベース検索によって検出された1項目を1件とした。

2. 内容別記事の件数に関する集計 記事に1点ずつ目を通し、その記事の中心的内容について検討し、表1に従って、記事内容を「訪日・肉親探し」「永住帰国・日本支援」「戦争の記憶」「養父母・中国関係」「二世・三世の問題」「国家賠償請求訴訟」「その他」の7種類に分類した。そして、内容別記事の件数を算出した。

3. 記事の内容動向についての把握 7つに

分類した記事件数について、約37年間の変化の動向を探った。

## 3 結果

### ❖ 年別記事件数

1972年1月1日から2008年9月5日までの朝日新聞朝夕刊合計記事数は2839件であった。一方、各年別の朝・夕刊合計記事件数は図1に示したとおりである。図1からわかるように、1980年までは、報道はほとんどなく、81年から、記事数が急速に増え、86年にピークの334件に至っている。その後、記事件数はある程度数を保ちながらも、徐々に減少し、2007年に再び大きく増えている。<sup>4</sup>  
<sup>5</sup>

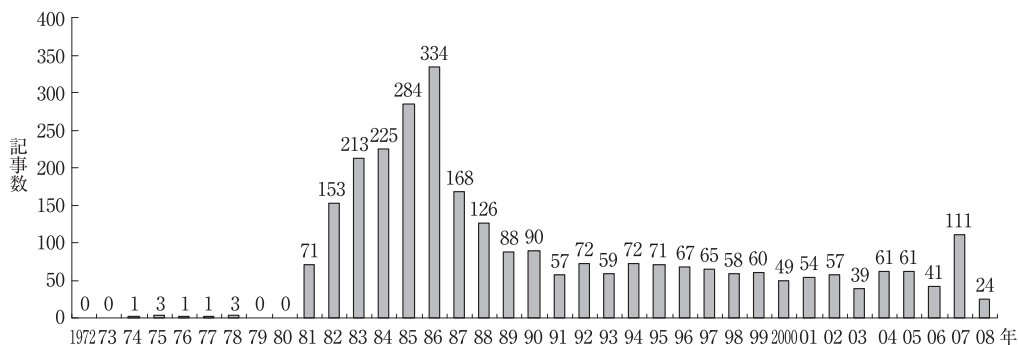


図1 『朝日新聞』における「中国残留孤児」の記事数（1972-2008）

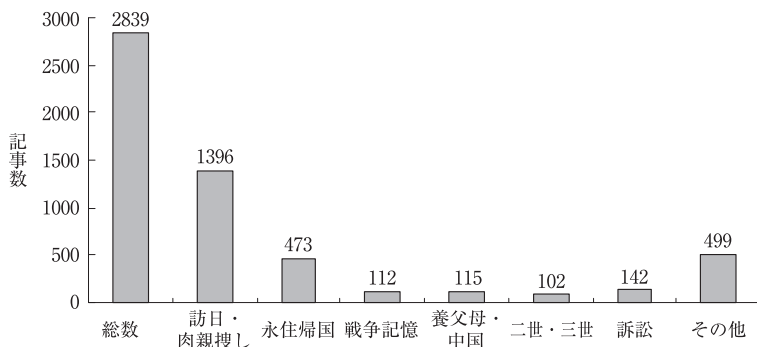


図2 内容別記事件数（1972-2008）

## ❁ 内容別記事件数

37年間における内容別記事件数およびそれぞれ全体記事に占める割合は、訪日・肉親探しに関する記事が1,396件(49.2%)で、全体の半分ほどを占める。永住帰国に関する記事が473件(16.7%)、国家賠償請求訴訟に関する記事が142件(5.0%)、養父母・中国に関する記事が115件(4.1%)であった。一

方、戦争記憶に関する記事および二世・三世に関する記事はそれぞれ112件(4.0%)、102件(3.6%)であった(図2)。

## ❁ 記事内容の変化

図3から図8までは、内容別の記事件数の、37年間の変化を示したものである。「訪日・肉親探し」「永住帰国・日本支援」と「養父母・中国」に関しては、1981年から記事が

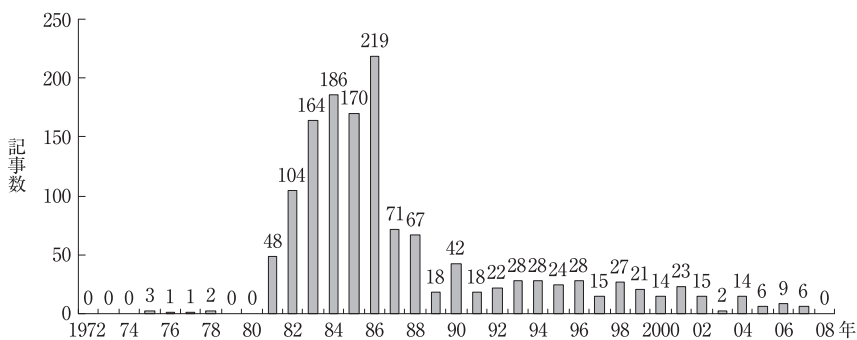


図3 「訪日・肉親探し」記事件数(1972-2008)

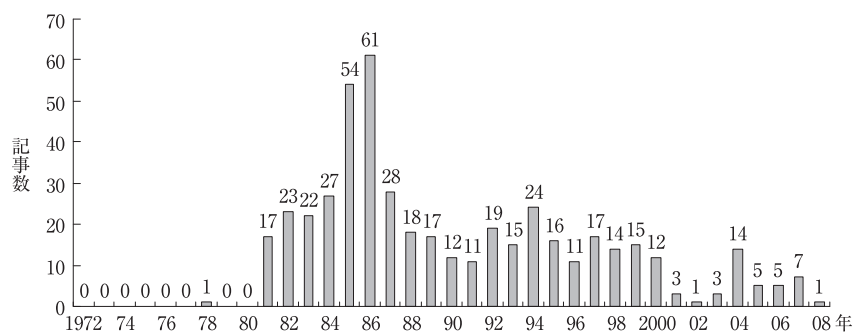


図4 「永住帰国・日本支援」記事件数(1972-2008)

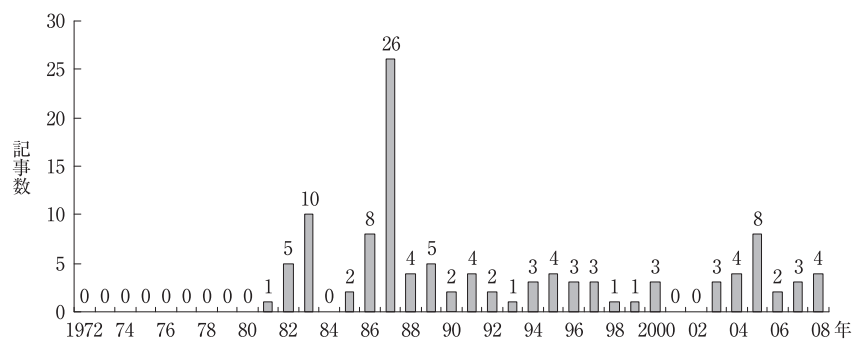


図5 「戦争の記憶」記事件数(1972-2008)

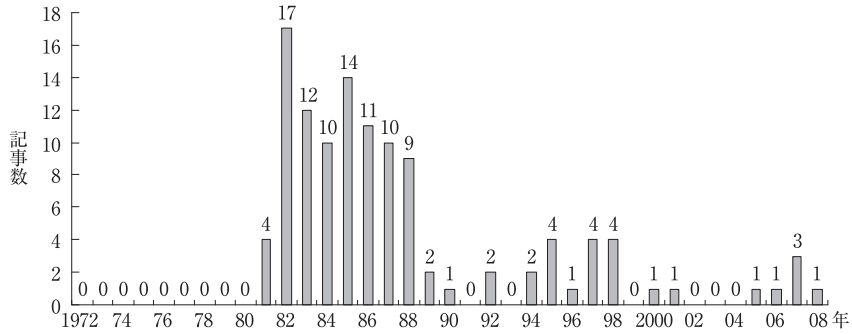


図6 「養父母・中国」記事件数 (1972-2008)

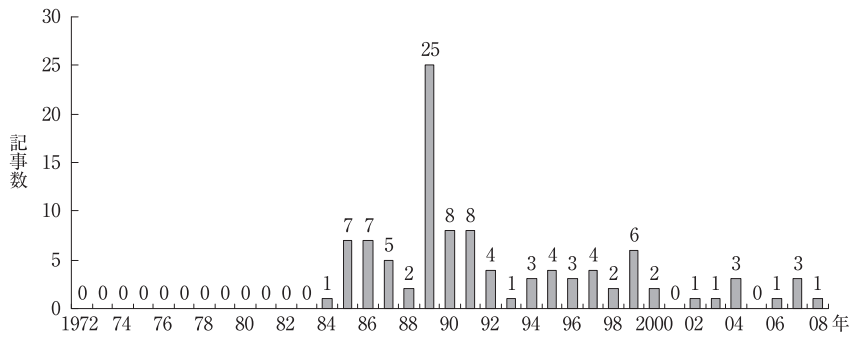


図7 「二世・三世」記事件数 (1972-2008)

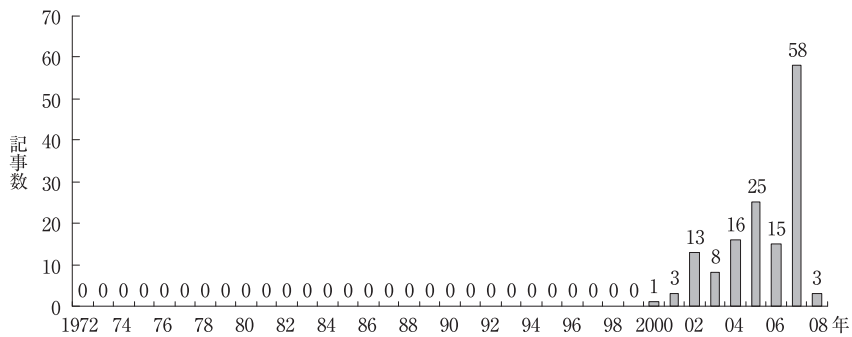


図8 「国家賠償請求訴訟」記事件数 (1972-2008)

増え、80年代後半までに集中的に報道されている(図3, 4, 6)。一方、「戦争の記憶」に関しては、新聞特集が生まれた87年(図5)、「二世・三世」については、後述する事件が起こった89年(図7)、さらに、「国家賠償請求訴訟」については、後述する「中国残留邦人支援法改正案」が成立した2007年に、それぞれ記事が集中している(図8)。

## 4 考 察

### ✿ 遠い帰国への道のり：「訪日・肉親探し」「戦争記憶」分析より

1972年9月の日中国交回復とともに北京に開設された日本大使館には残留邦人からの手紙が殺到し始めていた。73年6月、周恩

来首相は「中国にいる日本人で中国人の妻や家族となっている人々の里帰りを全面的に支援したい」（井出，2008：126）と残留邦人の帰国を支援する意思を表明した。しかし，厚生省（当時，以下同様）による第1次訪日調査が行われたのは国交が回復してからじつに9年後の81年3月であった。このような対応の空白と呼応するかのように，80年まで残留孤児に関する記事はほとんどみられない。

1981年から，メディアのバックアップがあって，訪日調査は大きな反響を全国に呼び起こすこととなった。残留孤児に対してかなりの社会的関心が集まり，記事数が81年から急増している（図1）。さらに，86年になると，81年の5倍の334件に至った。85年3月29日に厚生省によって，身元引受人制度が創設され，未判明孤児の帰国が可能となり，帰国の第1ピークとなったことが，記事数増加の要因と考えられる（表2を参照）。

しかし，翌1987年の記事数は急減している。その背景には，87年2月23日に，厚生省が「肉親探し概了」と発表し，訪日調査が第15回をもっていったん打ち切られたことがあると考えられる。その後，厚生省の発表に批判が殺到し，その秋以降は「補充調査」として訪日調査が継続されたが，87年に記事数が86年の半分となった大きな要因は，厚生省の発表にあるといえよう。しかし，21世紀に入ってもなお，残留孤児の訪日調

査，肉親探しはまだ終わっていない。帰国を希望する残留孤児も今なお後を絶たない（表2）。

これらについて，『朝日新聞』の代表的な記事のみをみる。

「政府が肉親探しのための訪日調査を始めたのは，国交正常化から9年たった81年だった。帰国支援や帰国後の生活支援なども対症療法的だったと言わざるを得ない。」（『朝日新聞』2002.9.13，朝刊）

「子どもの時に中国に置き去りにされ，数十年も祖国への帰還がかなわなかったのは，国際情勢などもさることながら，孤児たちを『棄民』扱いしてきた国の政策によるところが大きいことは否定できない。」（『朝日新聞』2005.7.6，夕刊）

以上のように，記事では国の訪日調査の遅れを批判し，さらに，残留孤児らの帰国後の不十分な支援についても異議を唱えている。筆者の残留孤児に対するインタビューの中においても，似たような話をよく耳にする。たとえば，1989年からT県で中国帰国家族自立互助会を創立し，2003年1月まで事務局を務めていたYは，非常に積極的に国家賠償請求訴訟に参加しており，国の調査の遅れについて次のように語っている。「1972年から1981年までの9年間は何もしなかった。以前は中国と国交がないと言ってですね，27年間何もなかった。そして，両国が国交回

表2 中国残留邦人の帰国状況（1972-2007）

（単位：人）

期 間	永住帰国者		うち「残留孤児」		うち「残留婦人」		備 考
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員	
1972～1980	1,050	3,058	105	398	945	2,660	身元判明者私費帰国が主 未判明孤児の帰国が可能となり，第1のピーク 「身元保証人＝親族」が廃され，第2のピーク 訪日調査は続く
1981～1989	2,185	7,927	1,110	4,526	1,075	3,401	
1990～1999	2,783	8,178	1,129	3,587	1,654	4,591	
2000～2007	375	1,253	176	746	199	507	
合 計	6,393	20,416	2,520	9,257	3,973	11,159	永住帰国者（本人・同伴家族）総計20,416名

注）井出（2008）を参考にし，厚生労働省調査より作成。



復したあとも、すぐに見捨てた、置き去りにした、残留邦人を早く日本に帰れるようにしなかったんです。(中略) 肉親判明された人、僕みたいに、日本人でありながら、保証人がいないと、帰国できない。これは、外国人として扱うこと、これは人権侵害です<sup>6</sup>と国が積極的に肉親探しの調査をせず、残留孤児を棄民にしたと主張している。

以上でみるように、遠い帰国への道のりについて、『朝日新聞』の主張は残留孤児の語りを代弁するものになっている。しかしながら、ここで特に注目したいことは、『朝日新聞』が帰国支援の遅れに対して批判的な態度を示しているにもかかわらず、1981年まで残留孤児のことについてわずか6件の記事しかなく、関心を示してこなかったことである。さらに、80年代、90年代の記事は肉親探しに関する事実報道に限られ、国の「棄民政策」に対する批判はたいてい2000年代、つまり、国家賠償請求訴訟の前後に集中している。すなわち、少なくとも残留孤児に関する限り、マスメディアは、残留孤児自身が声をあげて裁判に訴えるまで、問題を発見し世論を喚起するような世論形成力を欠いており、あくまでも出来事が起こったあとの事後的な事実報道に終始していたのである。

### ❖ 幻滅の永住帰国：「永住帰国」訴訟 分析より

日中国交正常化以降2007年に至るまで、中国からの帰国者は総数6,393世帯、2万416名である。彼らが呼び寄せた子どもや孫たちなどの関係者を含めると約10万人(蘭編, 2000:2)と推定されている。彼らにとって、日本は憧れていた“祖国”であったのか。

前節「年別記事件数」でみてきたように、マスメディアは残留孤児の訪日・肉親探しに

対しては、遅ればせながらであっても、高い関心を持って取り組んできた。しかし、後述するように、彼らの永住帰国後の生活について十分に配慮してきたとはいえない。

2002年12月20日より、永住帰国した残留孤児の8割以上を占める2,211人(2006.11.22現在)が、国が早期の帰国支援と帰国後の支援を怠ったとして、集団で国家賠償請求訴訟を起こした。この訴訟によって、記事件数が大幅に増加した。また、07年度にも58件と多くの記事がみられた(図8)。07年7月9日に、「中国残留日本人孤児に対する国の新たな支援策について検討してきた与党プロジェクトチームは、基礎年金の満額支給と給付金制度の創設を柱とする支援策を正式に決定した」(『朝日新聞』2007.7.10, 朝刊)ことが、記事件数増加の要因と考えられる。また、同年の11月28日に、「中国残留孤児に対する支援を充実させる中国残留邦人支援法改正案が成立」(『朝日新聞』2007.11.28, 夕刊)した。残留孤児側は訴訟を終結させる方針を決定し、残留孤児支援をめぐる問題が決着したことが世論の注目を集めたと思われる<sup>7</sup>。

37年間における「永住帰国・日本支援」に関する記事の件数は合計473件と、一見多いようにみえる。しかし、「訪日・肉親探し」に関する記事の件数と比べてみると、その3分の1ほどにすぎない。マスメディアは残留孤児の訪日・肉親探しには高い関心を示していたが、彼らの永住帰国後の生活についての関心は、量的な面からみれば、薄かったといわざるをえない。

「日本に帰った大道さんはいま、中国食品を製造、販売する仕事についている。鈴木さんは家政婦として働いている。(中略)2人に共通するのは『日本は自分の祖国であ

りながら、真の意味での祖国ではなかった』という思いである。」(『朝日新聞』1988.9.5, 朝刊)

「永住帰国をする人たちへの対応も課題だ。(中略) 孤児にとって日本は習慣も言葉も異なる『異国』であり、十分なケアが必要だ。」(『朝日新聞』1999.9.4, 朝刊)

「孤児たちに残された時間は多くはない。厚労省と国会は、帰国した孤児の8割が訴訟に参加している事実を重く受け止め、孤児の老後の生活保障の検討を急ぐべきだ。」(『朝日新聞』2005.7.6, 夕刊)

このように記事では、「異国」に永住帰国した残留孤児の生活実態と国家賠償請求訴訟に注目し、残留孤児に対する政府のさらなるケアと支援を呼びかけていた。筆者がこれまで行った残留孤児とのインタビューでも、帰国後の生活と訴訟について話し始めると、ほぼ全員から「外国人のように扱われている」「生活の不安」「老後が心配」「屈辱的な生活保護」などの声が聞かれる<sup>8</sup>。新聞記事の報道から見出されるモデル・ストーリーは日本社会における残留孤児の苦しい現状および彼らの要望、さらに、国家賠償請求訴訟の社会的意味を日本社会に認識させたという点で、意義があったといえるだろう。

ところが、こうしたモデル・ストーリーとは異なる多様な語りもしばしば語られる。たとえば、1998年に永住帰国を果たしたGは永住帰国後の生活と日本政府との訴訟についてこう語っている<sup>9</sup>。「お金のことよりは、墓参りのために中国に帰るチャンスがほしい。謝罪や賠償などは歴史の問題であって、私はそこまで望まないけれど、現実面の問題を解決してくれればありがたい」。Gは国の謝罪を望んでおらず、今の生活にも満足していると語っている。Gにとって、一番気にかかる

ことは育ててくれた養父母のお墓参りのことである。

また、残留孤児Hから「ここだけの話だけど、贅沢はできないが、十分やっつけている。生活は問題ない」という語りが聞かれた。節約して生活しているHは、節約は「私たちの“生活戦略”だ」と嬉しそうに語ってくれた。さらに、残留孤児Mは訴訟の参加について、「生活には問題ない。訴訟には僕も参加してるが、みんな参加してるから、僕も名前を載せてもらった」と語っている。

以上みたように、永住帰国後の生活と国家賠償請求訴訟について、新聞記事に表れるモデル・ストーリーとは異なる、残留孤児の重層的な生活実態や要望が存在しているのである。残留孤児にとって、訴訟はもっと複合的な意味をもっていることがわかる。たんなる経済支援のためではなく、「養父母の墓参りをしたい」というような、生活に根ざした要望や、「みんなが参加している」というようなコミュニティへの仲間意識が作用している。

### ✿ 養父母報道の少なさ：「養父母・中国」分析より

NHKドラマ「大地の子」(1995年放送)やNHKスペシャル「大地の子を育てて——日中友好楼の日々」(2004年放送)が今なお記憶に新しい人もいるだろう。その話題性と照らし合わせると、朝日新聞の養父母・中国に関する記事件数は対照的である。養父母・中国に関する記事は全体の4.1%にすぎず、さらに、そのほとんどが1980年代に集中している(図2, 図6)。

わずかな記事のうち、1981年から86年まで集中的に報道された養父母・中国に関する記事はおもに「恩を忘れない」「訪日招待」「養父母の養育費」といった内容に代表され



るものであった。

「（養父母は）戦後のある混乱期に、日本人の孤児をだいに育て上げてくれた中国の恩人たちである。（中略）日本の政府や国民が、彼らに代わって養父母にお礼をするのは至極当然のことだろう。」（『朝日新聞』1986.5.14, 朝刊）

「日本に永住帰国した孤児たちの育ての親である中国の養父母24人が11日午後、中国国民航機で来日した。（中略）全国各地から選ばれた孤児たちは（中略）成田空港の到着ロビーに人民服姿、白髪の養父母が現れると一様にわれを忘れてかけより、抱きあって再会を喜んだ。」（『朝日新聞』1986.11.12, 朝刊）

「（日中政府間の）合意の骨子は『帰国孤児1人につき月額60元とし、15年分を一括払いする』というものである。（中略）これでようやく、孤児問題の基本にかかわる最後の懸案が解決をみたわけである。」（『朝日新聞』1986.5.14, 朝刊）

上記のように、記事では、養父母のことを残留孤児を育てた「恩人」とみなし、「恩を忘れず、お礼をする」ことを強調している。また、養父母の来日が感動の再会のシーンとして報道され、また、「人の恩を報いるのに、お金だけでこと足れりとするわけにはいかない。けれど、せめてもの感謝の気持ちを形で表そうとする」時の1つの方法として日本政府が養父母に扶養費を払っていると報じられた（『朝日新聞』1986.5.14, 朝刊）。そしてこれによって残留孤児にとっての懸案である養父母の問題が解決をみたとされている。

しかし、「養父母訪日招待」や「養父母の養育費」のみで、この問題に対する政策が十分なものとはいいがたかった。

1984年11月6日、財団法人「中国残留孤

児援護基金」による、日本への養父母招待事業が始まった。ところが、84年から98年まで続けられた養父母訪日招待は年間1回程度で、一度の滞日日数は1週間から10日間ほどであった。しかも、一度に10人から20人という非常に少人数に限られてきた。養父母の数すら不明だが、概算で6000～1万人（浅野・修, 2006: vii）と推定されている。しかし、15年間続けられた養父母招待事業によって、わずか279人の養父母が来日した。さらに、基本的には、残留孤児1人に対して養父母の1人だけが招待され、養父母夫婦が同時に招待されることはほとんどなかった。

筆者は2008年に「ハルビン養父母聯誼会」と長春の「中日友好楼」を尋ね、6名の養父母にインタビューを行った。その際、「夫は招待され日本に行ったことがあるが、自分は一度も行ったことがない」「養女と音信不通になってしまった。死ぬ前に、養女に会いに日本に行きたい」という養母の語りも聞かれた。残留孤児のほとんどが帰国してから20年から30年ほど経っているが、いまだに一度も日本を訪れたことがない養父母がいる。帰国した残留孤児の数に比べると、日本に招待された養父母はごくわずかである。

一方、養父母の扶養問題については、日本と中国の間で、1984年と86年の2回にわたり養父母に対する扶養費に関する口上書が交換された。そこで、永住帰国した養子から申請があれば、養父母に1万800元（約16万2000円）の扶養費が支払われた（浅野・修, 2006: 170）。しかし、この扶養費の算定基準は月額60元・15年分というものである。月額60元（約900円）はこの制度ができた1986年当時の基準であり、20年前より10倍ほども物価が上がった現在の中国では、焼け石に水としかいいようがない。また、この月

額は養父母の双方が健在の場合でも、一方しか生存していない場合でも同額で、その点の配慮は十分とはいいがたい。そして何より、15年分という期間制限は2001年までであり、すでに期限切れである。養父母がそれを越えて長寿を迎えた場合、当然、老後の生活資金に不足を生じさせる。

総じて、訪日する機会がきわめて限られた養父母にしか与えられておらず、養父母に対する支援もきわめて不十分であるが、このような実態について、日本のマスメディアは十分に報道できているとはいいがたい。

### ❖「教育」と「犯罪」に集中する傾向： 「二世・三世」分析より

残留孤児の帰国とともに数多くの二世・三世が来日した。だが、記事においては、二世・三世に関する記事の件数は最も少なく102件であった。総記事件数のわずか3.6%の割合しか占めていない。年平均で3件未満の記事しか載せられていない計算になる。

その中、記事件数が圧倒的に多いのは1989年で、26件の記事が掲載されている(図7)。その背景には、89年5月27日、残留孤児二世の暴走族50人が千葉県で別の暴走族20人を襲撃し、県立高校3年生が死亡、少年1人が重体となった、いわゆる「浦安暴走族乱闘事件」がある。それをきっかけとして二世の犯罪問題が特に注目され始めた。

ここで注目したいのは、「教育」、特に日本語教育に関する記事が4割以上、さらに、

「犯罪」記事の件数が「生活」記事の件数を超え、二世・三世に関する記事の3割以上を占めていることである(表3)。

日本語教育の大切さは理解できる。しかし、日本語が話せるだけで万事を解決することができるわけではない。一例を挙げると、筆者が二世に対して行った数多くのインタビューの協力者の中には、8歳という非常に若い年齢で来日した二世のKがいる。日本語を自然に話せるようになり、言葉の問題はまったくなかった。だが、彼女は長年にわたり、小学校でいじめや疎外に遭い、自分がどこに属しているかがわからず、劣等感を感じていたという。二世は言語の習得はできて、一世から受け継いだ文化や習慣の違いが学校生活などにおけるいじめなどの排除の要因となり、彼らの疎外感や劣等感を醸成させることになる。二世・三世についての記事の4分の1が、そうした内容で占められている。日本社会における残留孤児二世のイメージは、大久保(2000: 338)が指摘したとおり、「軽蔑的な同情」を注がれる差異化された少数者としての存在である。残留孤児二世は日本社会でマイノリティ視され、社会の周辺に置かれているのである。前述の暴走族等による犯罪が発生した背景には、彼らのこのような疎外された環境がある。報道機関が事件性、話題性に着目するのは当然ではあるが、記事の三割強を占める残留孤児二世・三世の犯罪記事の多さに目を奪われると、その背後にある社会状況、すなわちマジョリティの権力によって彼らが

表3 残留孤児二世・三世に関する記事内容、件数および割合 (1972-2008)

分類	記事構成要素	件数	割合
教育	日本語教育, 中国帰国子女の入試特別枠, 大学受験資格, スピーチコンテスト, 高校弁論大会等	41	40.2%
生活	難しい定住, 深刻な結婚問題, 自立に悩む, 文化の違いからいじめ, 負担に苦しむ等	25	24.5%
犯罪	事件, 暴力, 浦安の暴走族乱闘事件, 強盗, 死傷事件, 少年院送り等	32	31.4%
その他	その他	4	4.0%

置かれた環境への注目を逃してしまう可能性がある。

## 5 まとめ

最後に、朝日新聞における中国残留孤児に関する報道の分析および新聞報道に表れるモデル・ストーリーと残留孤児個々のライフストーリーとの対比について、本稿の知見をまとめ、残留孤児研究のさらなる可能性を提示する。

### ❖ マスメディアの中国残留孤児に対する認識

第一に、関心内容と変化についてであるが、年別記事件数からみると、1981年から記事数が急速に増え始め、86年にピークに至ったが、その後、徐々に減ってきた。また、内容別記事件数からみると、「訪日・肉親探し」に関する記事が全体の半分ほどを占め、最も多かった。それに対して、「養父母」と「二世・三世」に関する記事は最も少なかった。

第二に、『朝日新聞』は残留孤児帰国支援の遅れに対して批判的な態度を示している。ところが、その『朝日新聞』でさえ、1980年まで残留孤児についてほとんど関心を示してこなかった。また、国の「棄民政策」に対する批判はたいいてい国家賠償請求訴訟の前後に集中しており、事後的な報道が多く、この問題を世論へと形成するような喚起力を欠いたものであった。

第三に、残留孤児が日本に戻るまでの経緯に関心が向けられた一方、彼らの永住帰国後の生活への配慮が十分とはいえない。裁判で明らかになったように、むしろ帰国後の生活こそが、残留孤児にとって、最大の問題になっていたにもかかわらず、である。

第四に、「養父母訪日招待」「養父母の養育費」などの問題は、ある特定の時期に集中的に報道されたものの、それ以後は報じられなくなってしまった。実際には、なお十分解決できておらず、養父母は不安な老後を送らざるをえない状況に置かれているのだが、日本政府・マスメディア・国民には十分に知られていない。

第五に、残留孤児二世・三世については、「生活」に関する記事より、「日本語教育」と「犯罪」に関する記事のほうが多かった。しかし、日本語教育だけで万事を解決することは二世・三世にとっては不可能であり、犯罪の量に目を奪われてしまうことにより、犯罪の背後にある社会状況を忘れてしまうおそれがあると考えられる。

### ❖ 新聞記事とモデル・ストーリー

マスメディア報道は、人々の価値観や判断に大きな影響を与える。一方、報道内容は、人々の社会的な認識や問題に対する関心の反映でもある。「メディアは、もはや単なる情報の伝達装置などではあり得ない。私たちはもはやメディアを通して世界を見るのではなく、むしろメディアが見るように世界を見る」と田仲（2002: 182）が指摘しているように、マスメディアは知覚される〈世界〉の枠組みを決めることで個々人の日常意識の形成に大きく関与し、個人の記憶を公共の記憶に嵌め込む装置として集合意識の形成にも深く関わっている。マスメディア報道で伝えられる残留孤児に関する言説は、権威をもち、世論に多大な影響を与え、一種の「モデル・ストーリー」になっていると筆者は考える。

たとえば、帰国後の生活について、『朝日新聞』で強調されている「棄民」政策と外国人扱い」「不十分な生活支援と日本語教育

支援」「“屈辱的な”生活保護制度」などのような、モデル・ストーリー化しているストーリーがある。裁判について語るとき、残留孤児が思わず最初に口に出すストーリーはこのようなモデル・ストーリー化している語りである。すなわち、残留孤児というコミュニティの一員として、永住帰国後の生活を語る際、社会（マスメディア）に注目される国家賠償請求訴訟という文脈の中で、自分の苦労史を誰もが理解できるマスメディアの表現を用いて強調し、語ってしまう語り方のことである。

無論、マスメディアの報道は、残留孤児の存在を世間に知らせ、彼らの現状や要望、さらに彼らの訴訟にかかる思いを日本社会に認識させるという点で、積極的な役割を果たしているといえよう。

しかし、その反面、マスメディアの特権的な地位により、モデル・ストーリーが残留孤児の語りを先導してしまい、モデル・ストーリーとは異なる語りが生み出されにくくなるという面も存在する。たとえば、本稿では、「賠償、謝罪なんか別にいい、ただ自由にお墓参りに帰るチャンスがほしい」「いろいろ文句を言っているけど、実は満足している。生活は十分やっていける」などの、新聞記事に現れない、モデル・ストーリーとは異なる声も聞かれることを紹介した。残留孤児の重層的な生活世界を捉え、生活・現実に根ざした継続的な支援のあり方を見極めるためには、ライフ・ストーリーデータの蓄積が必要であるように考える。

#### 注

- ・1 中国帰国者とは、いわゆる「中国残留孤児」「残留婦人」「残留邦人」およびその「同伴家族」「呼び寄せ家族」で、日本に帰国・来日した者の総称である。1945年8月9日時点で、13歳未満であった者を残留孤児、13歳以上であった女性を残留

婦人、13歳以上であった男性を残留邦人と呼ぶ。

- ・2 筆者は、新聞報道の研究と合わせて、日本にいる残留孤児一世、二世、そして今なお中国に残っている残留孤児および残留孤児を育てた中国養父母に対してライフストーリー・インタビューを行った。彼ら自身の語りの中に繰り返し現れる、価値観・行動を決定するための重要な判断基準をすくい上げることで、彼らのアイデンティティのありようを考え、彼らの生活世界を把握することを試みてきた。
- ・3 たとえば、被差別部落の「解放運動のコミュニティ」の中で流通する「主要な生産関係から閉め出されている」というフレーズがモデル・ストーリーとして挙げられている（桜井，2002: 255）。また、桜井は「人々の語りは、モデル・ストーリーをそのままぞって語られるわけではない」（桜井，2002: 255）とし、コミュニティ内のモデル・ストーリーは定式化されたイデオロムとして参照され、人々の語りにおいて再構成されて用いられることを指摘している。
- ・4 ちなみに、まったく同じ条件で、「中国残留邦人」「中国帰国者」「中国残留婦人」をキーワードにして検索した場合、それぞれの記事件数は283件、770件、459件となっている。
- ・5 対象記事は1972年1月1日から2008年9月5日までの中から選定しているため、2008年の記事は9ヵ月分である。
- ・6 Yに対するインタビューは日本語で行われた。
- ・7 新支援策の主な内容について、朝日新聞では以下のように掲載されている。「①国民（基礎）年金の満額給付②納付した保険料の払い戻し③生活支援金の給付④厚生年金などの収入は3割が収入認定から除外され、手元に入る⑤住宅費用、医療費、介護費用などの給付⑥特別高価でなければ、車の保有も認められる」（『朝日新聞』2008.2.15, 朝刊）。
- ・8 本稿で引用する残留孤児一世の語りは2005年7月から07年6月まで筆者が行ったインタビューより引用したものである。07年11月に、政府は中国残留邦人支援法改正案を成立させた。新支援策によって、残留孤児の生活実態に大きな変化がもたらされると考えられるが、残留孤児が訴訟を起こすまでの心境を説明するため、本稿では、新支援策が出される前のインタビュー内容を用いた。
- ・9 G, H, Mに対するインタビューは中国語で行われ、引用した語りの内容は筆者が翻訳したものである。

#### 文献

【日本語】

浅野慎一・佟岩，2006，『異国の父母——中国残留孤児を育てた養父母の群像』岩波書店。

蘭和真，2002，「障害者スポーツの報道に関する研究

- 1945年～1999年の朝日新聞の記事分析』『教育医学』47(5): 374-80。
- 蘭信三編, 2000, 『「中国帰国者」の生活世界』行路社。
- 近内尚子・安保宏子・水野剛也, 2006, 「日本の全国紙における国名表記順序についての一分析—朝日新聞による『韓日』表記(2001～2005)を中心に(前編)」文教大学情報学部『情報研究』35: 333-58。
- 井出孫六, 2008, 『中国残留邦人—置き去られた六十余年』岩波書店。
- 大久保明男, 2000, 「アイデンティティ・クライシスを越えて—『中国日裔青年』というアイデンティティをもとめて」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社, 325-51。
- 桜井厚, 2002, 『インタビューの社会学—ライフストーリーの聞き方』せりか書房。
- ・小林多寿子編, 2005, 『ライフストーリー・インタビュー—質的研究入門』せりか書房。
- 田仲康博, 2002, 「メディアに表象される沖縄文化」伊藤守編『メディア文化の権力作用』せりか書房, 175-97。
- 張嵐, 2007a, 「中国残留孤児の帰国動機—語られ方をめぐって」『日本オーラル・ヒストリー研究』3: 99-124。
- , 2007b, 「中国残留孤児の永住帰国に対する自己評価を巡る社会的考察—『中国残留孤児国家賠償請求訴訟』に関するインタビューを介して」『千葉大学人文社会科学研究』15: 88-107。
- , 2009, 「中国残留孤児二世のアイデンティティ—ライフストーリー研究から」『日本オーラル・ヒストリー研究』5: 133-52。
- [中国語]
- 閔亜新・張志坤, 2005, 『日本遺孤調査研究』社会科学文献出版社。(浅野慎一・トウガン監修翻訳, 2008, 『中国残留日本人孤児に関する調査と研究』不二出版。)

